

## 茅ヶ崎市市民参加事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市市民参加条例（平成25年茅ヶ崎市条例第34号。以下「条例」という。）及び茅ヶ崎市市民参加条例施行規則（平成26年茅ヶ崎市規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき、市民参加（茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年茅ヶ崎市条例第35号）第16条第1項に規定する市民参加をいう。以下同じ。）に係る事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(市民参加の方法実施請求書)

第2条 規則第2条第1項の規定による市民参加の方法実施請求書の提出は、くらし安心部市民自治推進課長（以下「市民自治推進課長」という。）が受け付けるものとする。

2 市民自治推進課長は、前項の規定により市民参加の方法実施請求書を受け付けたときは、その写しを当該提出に係る事務を所管する課（以下「所管課」という。）の課長（以下「所管課長」という。）に送付するものとする。

3 市民自治推進課長及び所管課長は、前項の規定による写しの送付があったときは、速やかに次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 請求の取扱いの方針

(2) 通知及び公表の時期

4 規則第2条第2項の規定による通知及び公表は、所管課長が行うものとする。

(提出意見の受付場所)

第3条 規則第4条第1号の規定により別に定める場所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 所管課の事務所

(2) 市政情報コーナー

(3) 出張所

(4) 小出支所

(5) 男女共同参画推進センター

(6) 保健所

(7) 市立病院

(8) 博物館

(9) 公民館

(10) 青少年会館

(11) 茅ヶ崎公園体験学習センター

(12) 図書館

(13) 市民活動サポートセンター

(14) その他市長が適当と認める場所

(政策提案書)

第4条 規則第6条第1項の規定による政策提案書の提出は、市民自治推進課長が受け付けるものとする。

2 市民自治推進課長は、前項の規定により政策提案書を受け付けたときは、その写しを経営総務部財政課長、企画政策部総合政策課長及び所管課長に送付するものとする。

3 市民自治推進課長、経営総務部財政課長、企画政策部総合政策課長及び所管課長は、前項の規定による写しの送付があったときは、速やかに次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 提案の取扱いの方針

(2) 通知及び公表の時期

4 規則第6条第2項の規定による通知及び公表は、所管課長が行うものとする。

(結果の調査、公表)

第5条 条例第12条第2項の規定による公表を行うため、市民自治推進課長は、6月を超えない期間ごとに条例の施行状況を調査するものとする。

2 市民自治推進課長は、前項の規定により調査をしたときは、その結果をホームページに掲載するとともに、市政情報コーナーにおいて閲覧に供するものとする。

(公募の際の留意事項)

第6条 規則第7条第2項の規定による公募をしようとするときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 公募により選任される委員（以下「市民委員」という。）が固定化しないよう必要な配慮すること。

(2) 市民委員が会議等に参加しやすいよう必要な配慮をすること。

(3) 多くの市民が応募しやすいよう必要な配慮をすること。

(選考)

第7条 市民委員の選考に当たっては、公正を期すとともに、応募者の意欲、知識、経験等を考慮するものとする。

(公表場所)

第8条 規則第10条第2号の規定により別に定める場所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市の窓口又は市政情報コーナー

(2) その他市長が適当と認める場所

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民参加に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年１月５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

１ この要綱は、令和４年１２月８日から施行する。

２ 改正後の茅ヶ崎市市民参加事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に開始した市民参加に係る事務について適用し、同日前に開始した市民参加に係る事務については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

１ この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

２ 改正後の茅ヶ崎市市民参加事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に開始した市民参加に係る事務について適用し、同日前に開始した市民参加に係る事務については、なお従前の例による。